



経理の窓 7月号

平成27年7月1日号

どんよりした梅雨空が、続いています。からりと晴れた夏空が待ち遠しくなります。

今月の税務	法人税 : 5月決算法人の確定申告と納付 個人 : 所得税の予定納税額(第1期分)の納付 地方税 : 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付
-------	--

「マイナンバー制度」の実務のポイント

平成28年1月からマイナンバー制度が実施され、主に「社会保障」と「税」の2つの分野での行政手続きにおいて、個人番号・法人番号が利用されることとなります。

中小企業でも、税務署や市区町村に提出する源泉徴収票や支払調書、報告書や健康保険・雇用保険の書類などに個人番号(と法人番号)を記載する必要があります。

《今後のスケジュール》

- * 平成27年10月の番号通知以降は、企業が個人番号の提供を受けることが可能です。
- * 健康保険・厚生年金の帳票に個人番号の記載を求められるのは、平成29年1月からです。
- * 雇用保険の帳票に個人番号の記載を求められるのは平成28年1月からです。
- * 税務関係では、平成28年1月以降の支払に対する調書や届出書等から個人番号の記載が求められます。

平成27年の年末調整で、「平成28年分給与所得の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けるときには、従業員および扶養親族等の個人番号の収集が始まることとなります。

《マイナンバーが必要な事務》

①従業員等の社会保障・税務に関する事務

雇用保険・健康保険・厚生年金の手続きに個人番号が必要
源泉徴収票等の法定調書に個人番号を記載

②取引先との税務に関する事務(支払調書に、個人番号・法人番号を記載)

報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書・不動産使用料等の支払調書 等

③株主との税務に関する事務(配当・剰余金の分配及び基金利息の支払調書に個人番号・法人番号の記載)

《従業員に対する教育と周知》

平成27年10月以前に、従業員に対して、個人番号を記載した書面を行政機関等に提出するために必要な場合のほかは、他人の個人番号を取得しないよう教育する必要があります。

個人番号や特定個人情報の取扱いに違反した場合には、厳しい罰則が定められています。

「通知カード」は、廃棄や紛失しないよう周知しておく必要もあります。

- * 「通知カード」は、平成27年の10月から11月にかけて、各市区町村から世帯ごとに、10月5日時点の住民票の住所地に郵便局の簡易書留が届くことになっています。「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が世帯の人数分が入っています。

《会社がしなければならないこと》

会社がしなければならないことは、個人番号・法人番号を「集めること」と「保管・管理すること」、
「番号が記載された書類を行政機関に提出すること」の3つです。

法人番号は、国税庁のホームページに公開される予定です。

《「個人番号」を「集める」には、》

* 個人番号の提供を受ける時期

従業員については、入社時、取引先については、契約時、株主については、株主になった時点で、
あらかじめ個人番号の提供を受けられます。

パートやアルバイトからも個人番号の提供を受けます。派遣社員は、派遣元が行うので不要です。

* 個人番号の利用目的を本人に通知し、または公表しなければならないこととされています。

「平成28年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を従業員に配布する時に、個人番号の利用目的
を列挙し、健康保険・厚生年金保険や雇用保険にも使いますと通知して集めることがよいでしょう。

* 個人番号と本人確認の作業が重要となります。

- ①「通知カード」の場合、運転免許証やパスポートなどで、「本人確認」をします。
- ②「個人番号カード」の場合、同時に「番号と本人確認」ができます。
- ③「住民票の写し」の場合、運転免許証やパスポートなどで、「本人確認」をします。
(住民票は、個人番号の記載の有無を選べるようになります。)

《「個人番号」（特定個人情報）の中小事業者の物理的安全管理》

特定個人情報ファイルが保存されているパソコンについては、盗難に遭わないように管理を厳重にした
うえで、取扱担当者以外の一般の従業員が特定個人情報を見ることができないように、オフィスの配置や
パソコンの配置の工夫、オフィスから帳票やデータを持ち出すときは、封筒や鞆に入れることが求められ
ます。

税理士や社会保険労務士に委託する場合は、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じら
れるか否かについて、あらかじめ確認しなければならないことになっています。

給与や社会保険の事務で、クラウドを活用したIT企業を利用する場合も、「委託」となり得ます。

本人確認手続きや安全管理措置の遵守状況については、『特定個人情報保護委員会』の査察が入る可能性
もあります。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>